〒210-0867
神奈川県
川崎市川崎区扇町６－１０

株式会社アイアールイー
代表取締役　　郡司　穣　　様

建　管　第　10-165号
令　和　8　年　10　月　2　日

埼玉県知事　　大　野　元　裕

解体工事業の登録について（通知）

令和８年８月31日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので同法第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

登　録　番　号	埼玉県知事（登－8）第 4198号
登録の有効期間	令和８年10月２日から　令和13年10月１日まで （2026年10月２日から　2031年10月１日まで）

(注)登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：　令和13年9月1日
（　2031年9月1日　）
（解体工事業登録等省令第２条の規定に基づく）
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）